

原子力発第09006号
平成21年4月2日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

原子力発電所に係るERSSへの常時伝送についての
国からの依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年4月1日付けで、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の運用に関しまして、経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり依頼がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

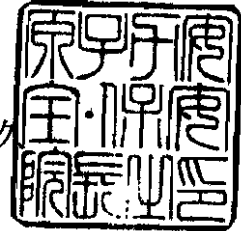
敬 具

経 済 産 業 省

平成 21・03・30 原院第 9 号
平成 2 1 年 4 月 1 日

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



原子力発電所に係る E R S S への常時データ伝送について (依頼)

原子力安全・保安院は、別紙 (NISA-168a-09-1、NISA-131a-09-7) のとおり、実用発電用原子炉設置者に対して、プラント運転情報や放射線モニタ測定値等、原子力発電所の重要な情報を、常時、Emergency Response Support System (E R S S) へ伝送すること等を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をお願いいたします。

経 済 産 業 省

平成21・03・30 原院第9号

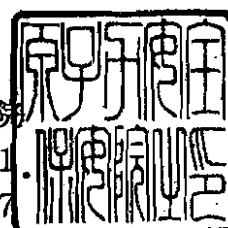
平成21年4月1日

原子力発電所に係るERSSへの常時データ伝送について（依頼）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-168a-09-1

NISA-131a-09-7



Emergency Response Support System（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送については、現在、「原子力発電所緊急時通報連絡高度化システム緊急時伝送システム運用マニュアル」（以下「旧マニュアル」という。）及び「ERSSへのデータ伝送に係る当面の運用変更について（依頼）」（平成20年2月14日付け平成20・01・15原院第3号（NISA-131a-08-2））をもって、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定に基づく通報すべき事象（以下「10条事象」という。）の発生又は原子力発電所が立地する自治体における大規模地震の発生を契機として開始する運用としています。

今般、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成19年新潟県中越沖地震の際に課題となった大規模地震発生時における情報連絡体制の強化の一環として、原子力発電所の重要な情報を適切に選定して自動的に収集できるシステム（以下「新ERSS」という。）を整備し、プラント運転情報や放射線モニタ測定値等を、常時、迅速かつ正確に収集する体制を構築することとしました。

つきましては、当院は、実用発電用原子炉設置者に対し、「緊急時対策支援システム（ERSS）による原子力データ常時伝送システム運用マニュアル」（以下「新マニュアル」という。）4.に規定するデータを、常時、新ERSSへ伝送するとともに、その運用に当たっては新マニュアルに従うことを求めることとします。

ただし、現在のところ新ERSSには事故事象の進展を予測解析する機能等が移植されていないことから、当該機能の移植が完了するまでの間は、10条事象が発生した場合に限り、旧マニュアルに従って従来のERSSへデータを伝送することを求めることとします。

なお、この文書の発出に伴い、「ERSSへのデータ伝送に係る当面の運用変更について（依頼）」による実用発電用原子炉設置者への要求事項は、廃止します。